

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建築資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、監督職員が精査をしたうえで必要と認めた別途調達経費については設計変更の対象とする。(必要に応じて工期変更を行うものとする。)